

事務連絡
平成 18 年 4 月 26 日

各局室区長様

健康福祉局長

市施設におけるねずみ昆虫等の防除について（通知）

近年、健康問題に対する市民意識の高まりに伴い、生活環境で使用される殺虫剤等に関する適正使用が求められてきています。

市施設におけるねずみ昆虫等の防除につきましては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下、「建築物衛生法」という。）はじめ関係法令等に従い実施していただいているところですが、一部の施設においては、建築物衛生法の趣旨が十分理解されておらず、適切な防除が実施されていないとの指摘もあります。

つきましては、建築物衛生法に基づく特定建築物はもとより、多数の者が使用又は利用する市施設におけるねずみ昆虫等の防除にあたりましては、下記の点にご留意の上、適切に実施するよう貴管下関係施設に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 ねずみ昆虫等の防除は、殺虫剤等の使用を必須の前提とするのではなく、定期的な生息調査による対象生物の発生状況や施設使用者・利用者への影響等を総合的に検討した上で適切な方法で実施すること。
- 2 薬剤を使用する場合、その薬剤は、医薬品又は医薬部外品を用い、「用法・用量」及び「使用上の注意」を遵守すること。
- 3 作業前には、施設使用者・利用者に対し、日時、作業方法等を周知するとともに、作業後は、必要に応じて強制換気や清掃等を行うこと。また、作業内容の記録を保管すること。
- 4 防除を業者等に委託する場合には、業者等と上記内容を十分打ち合わせた上で実施させること。
- 5 日頃から、ゴミを放置しない、清掃を徹底するなど、施設の管理面からもねずみ昆虫等の発生防止に努めること。

健康部環境薬務課環境衛生係
電話：972-2644